

決定は、主に大学内部における諸経費と外部の経済的要素の関係から行われるのが一般的である。これらの要素は、場合によって指標化するなどして直接的な決定要因とされるが、授業料の決定に対してこのように直接関連づけて用いられる要素はあまり多くない。

州高等教育政策責任者協議会 (SHEEO) の調査報告書 (1997) によると、授業料の決定に関して最も考慮される要素は、前年度の額や教育経費などである。

表 1-14 授業料決定に参考とされる要素

	直接運動する要素	間接的に考慮される要素
前年度授業料	18 州	22 州
教育経費	12 州	27 州
州からの予算配分	10 州	27 州
大学（システム）の役割	7 州	23 州
高等教育費指数 (HEPI)	6 州	21 州
類似大学の授業料	5 州	31 州
授業料以外の学生納付金	2 州	31 州
奨学金	2 州	25 州
消費者物価指数 (CPI)	2 州	25 州
州民の（可処分）所得	1 州	17 州
生活費	0 州	21 州

(複数回答)

(出典) SHEEO, *State Tuition and Fee Policies 1996-97*, 1997.

4-2. 奨学制度の考え方と水準

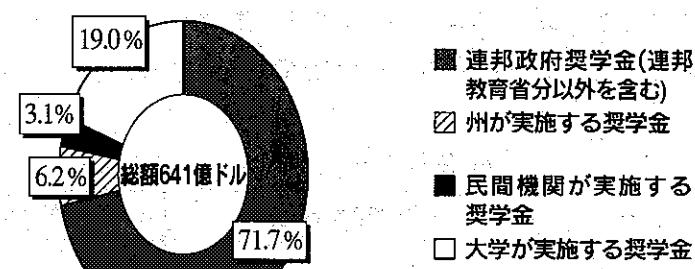
4-2-1. 奨学金の規模

米国内で実施されている奨学金事業は、事業主体により、1)連邦教育省を中心とする連邦政府が実施している奨学金事業、2)州政府が実施している奨学金事業、3)財団等の民間組織が実施している奨学金事業、及び4)大学等が独自に実施している奨学金事業の4種類に大別される。

高等教育に関する専門紙 The Chronicle of Higher Education が大学入試委員会 (College Entrance Examination Board) のデータからまとめたところによると、国内で支給されている奨学金（給与及びローンを含む）は総額で約 641 億ドル（約 7 兆円）である。このうち連邦政府が支給する奨学金は約 460 億ドル（約 5 兆円）で、全体の 7 割以上を占める。中でも連邦教育省が扱う奨学金事業が最も大きく、連邦政府奨学金事業の約 95%，奨学金事業全体に占める比率でも 68% に達している（実額 436 億ドル）。⁸

連邦政府に次いで多いのが、大学等が実施しているもので全体の 19% を占めている。州の支給する奨学金は（給与及びローン）は約 40 億ドルで全体の 6 % 程度を占めるに過ぎない。

図 1-7 実施主体別奨学金の比率（1998 年度）

(出典) *The Chronicle Almanac 2000-2001*

4-2-2. 普及の程度

設置者の別、あるいは教育段階の別を問わず、いずれの大学の在学者（フルタイム学生）も、半数以上が何らかの奨学金を受給している。事業規模からもわかるように、いずれの機関、教育段階においても、最も普及しているのは、連邦政府奨学金である。ただし、1人当たりの受給額や、受給している奨学金の事業主体は、設置者及び教育段階によって違いがある。

表 1-15 学部学生（フルタイム学生）の奨学金受給状況（1995 年）

	1人当たり平均 合計受給額 (1999 年)	何らかの奨学金を 受けている者の比率	事業主体別受給率			
			連邦	州	大学	その他
全体平均	6,206 ドル	68.4%	55.6	19.8	27.7	10.9
州立	—	62.8	50.8	17.4	18.8	9.3
博士号取得課程を有する 4 年制大学	6,693	65.4	51.9	17.6	22.9	11.0
その他の 4 年制大学	5,319	69.3	59.8	22.8	19.1	8.6
2 年制大学	2,311	55.9	44.5	13.5	13.9	7.4
私立	—	80.3	64.0	28.1	56.3	14.0
博士号取得課程を有する 4 年制大学	13,843	70.6	55.4	19.5	52.3	13.3
その他の 4 年制大学	10,224	85.6	68.3	33.1	60.5	14.6
2 年制大学等	6,328	79.2	67.5	24.0	33.9	11.4

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000* 及び連邦教育省ホームページ掲載資料

学部段階において、何らかの奨学金を受給しているフルタイム学生の比率は全体の平均で約7割(68.4%)であり、州立のみでは約6割(62.3%)、私立のみでは8割以上(80.3%)に達している。4年制大学在学者の平均受給額は5,000~14,000ドルであり、これは州立の授業料等学生納付金よりも多く、私立のそれの7~8割程度に相当する。設置者及び機関種の別を問わず、最も受給率が高いのは連邦奨学金であるが、私立においては大学の支給する奨学金の受給率が5割以上に達している点で州立と異なる。また、州が支給する奨学金についても、受給率は私立在学者の方が高い。⁹

大学院レベルにおいては、全体平均でフルタイム学生の約4分の3(76.1%)が何らかの奨学金を受給している。1人当たり受給額は学部段階よりも高く、平均で約2万ドルとなっている。事業主体別の受給率では連邦奨学金の受給率が最も高いが、学部段階と比べるとやや低く、5割を下回っている(49.3%)。これに対して、大学が支給する奨学金の受給率は学部段階を大きく上回り、全体平均で4割以上(43.4%)、州立だけでも4割前後に上っている。特に、博士号取得課程在学者については州立、私立とも7割以上が大学からの奨学金を受給している。¹⁰

表 1-16 大学院学生(フルタイム学生)の奨学金受給状況(1995年)

1人当たり 平均合計 受給額 (1995年)	受給率						
	何らかの 奨学金を 受けている 者の比率	事業主体別受給率					
		連邦	州	大学	雇用者	その他	%
全体平均	ドル	76.1	49.3	4.1	43.4	9.6	22.7
修士号取得課程在学者	19,521	72.6	43.6	2.4	42.8	16.4	22.5
州立	16,431	74.7	40.7	3.0	45.6	16.7	31.4
私立	14,036	69.4	48.2	1.4	38.3	15.9	8.7
博士号取得課程を持つ4年制大学	14,230	76.5	40.5	2.6	47.9	19.2	34.1
州立	12,971	66.0	41.4	5.1	35.0	4.9	18.7
私立	14,230	71.2	44.6	1.5	42.2	20.2	11.5
その他の4年制大学	12,133	65.4	56.1	1.3	29.7	6.6	2.6
第一職業学位取得課程在学者	12,133	82.9	27.6	0.6	75.7	4.0	53.4
州立	22,663	85.9	27.6	1.0	77.8	5.1	62.1
私立	19,047	77.5	27.6	0.0	72.0	2.1	37.9
専門職業課程在学者	28,634	83.2	73.9	9.4	31.6	2.2	8.7
州立	18,832	85.7	79.5	9.7	33.5	1.2	8.0
私立	26,043	81.0	69.3	9.2	30.0	3.1	9.3

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000* 及び連邦教育省ホームページ掲載資料

4-3. 主な連邦奨学金

連邦政府は、最大の奨学金事業主体であり、学生の受給率も最も高い。連邦政府が実施する奨学金事業には多様な種類があるが、最も利用されている（普及している）奨学金は、ペル奨学金(Pell Grant)をはじめとする高等教育法のTitle IVで定められたものである。何らかの連邦奨学金を受給しているフルタイムの学部学生は半数以上(55.6%)に上るが、高等教育法のTitle IVに基づく何らかの奨学金を受給している者の比率は、ほぼこの比率に重なっており(54.7%)、連邦奨学金受給者のほとんどは高等教育法のTitle IVの奨学金の受給者ということができる。

高等教育法のTitle IVに基づく奨学金は、奨学金の性格や実際の管理主体などから、ペル奨学金、連邦政府と連邦奨学金プログラムを利用する高等教育機関が一定の比率で資金を出し合うキャンパス・ベース・プログラム、連邦保障の貸与奨学金（ローン）の三つに大別される。各事業の概要は次のとおりである。¹¹⁾

表 1-17 連邦奨学金の受給状況（フルタイムの学部学生）（1995年）

何らかの連邦奨学金を受給している者の比率	高等教育法 Title IVに基づく奨学金								
	高等教育法 Title IVに基づく何らかの奨学金の受給者	ペル奨学金	教育機会補助給与奨学金	ワーク・スタディ	パークインス貸与奨学金	スタッフオード貸与奨学金	父母貸与奨学金	その他	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
全体平均	55.6	54.7	30.1	9.1	9.0	7.6	42.2	5.0	
州立	50.8	49.9	29.2	7.2	5.4	5.4	36.0	3.7	
私立	64.0	63.2	27.4	13.0	21.0	14.4	55.1	8.2	

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

4-3-1. ペル奨学金 (Pell Grant)

1972年高等教育改正法により創設された、学生の経済的必要度のみを資格要件とする連邦政府による最大の給与奨学金である。対象は学部学生のみ。資格要件については、経済的援助の必要度をペル奨学金固有の方式により算出し、決定される。給与額は年400～3,300ドル。1999年の平均受給額は1,923ドル(24.8万円)、受給者数381万人であった。

4-3-2. キャンパス・ベース・プログラム

連邦奨学金プログラムのうち、連邦政府と各高等教育機関が資金を出し合って実施されるものは「キャンパス・ベース・プログラム」と呼ばれる。「キャンパス・ベース・プログラム」は、「教育機会補助給与奨学金」、「ワーク・スタディ」、「パークインス貸与奨学金」三つの奨学金プログラムから成る。

・教育機会補助給与奨学金 (Supplemental Educational Opportunity Grants : SEOG)

この奨学金は、ペル奨学金を受けている学生の中でも生計がきわめて困窮している

学生を対象に支給されるものである。ペル奨学金に加え、年 100 ~4,000 ドルが支給される。連邦の負担率は 75%。1999 年の平均受給額は 554 ドル (7.1 万円)、受給者数 112 万人であった。

・ワーク・スタディ (College Work Study : CWS)

各大学が学生の技能、特質、授業予定などを考慮し学生に仕事を与え、その労働に対する賃金の形で奨学金を支給する。賃金については、一般に連邦の最低賃金が保障される。連邦の負担率は 75%。1999 年の平均受給額は 1,123 ドル (14.5 万円)、受給者数 93 万人であった。

・ペーキンズ貸与奨学金 (Perkins Student Loans)

連邦の負担率は年ごとに定められている (1993 年度は 66.7%)。貸与限度総額は、学部生については年 4,000 ドル、大学院生については年 6,000 ドル。返還時の利率は 5%。1999 年の平均受給額は 1,516 ドル (19.6 万円)、受給者数 70 万人であった。

4-3-3. 連邦保証貸与奨学金 (Guaranteed Student Loan Programs)

連邦保証貸与奨学金 (ローン) には、「スタッフード貸与奨学金」、「父母貸与奨学金」がある。これらのプログラムは、基本的に、連邦の保証の下、民間金融機関が貸し出す。近年は、連邦政府が直接の貸し手となるプログラムも開始されている。

・スタッフード貸与奨学金 (Stafford Student Loan Program)

銀行その他の民間金融機関、場合によっては、州や高等教育機関自身が貸し手となって、連邦政府が返還時の利息の一部の補助及び貸与額の保証を行う。1993 年からは連邦政府自身が直接の貸し手となるプログラムも開始された。経済的援助の必要度に基づき受給額が決定される。年間の貸与限度額は、2 年生までが 3,500 ドル、3 年生以上は 5,500 ドル、大学院生は 8,500 ドルである (いずれも、学生が被扶養者の場合。以下同)。学部在学期間中の貸与限度総額は学部 23,000 ドルである。利率は米国財務省短期債券の利率を基準に設定 (上限 8.25%) される。1999 年の平均受給額は、卒業時から利子の付くものが 3,509 ドル (45.3 万円)、受給者数 424 万人であった。また、支給時点から利子の付くものについては 4,057 ドル (52.3 万円)、受給者数 281 万人であった。

・父母貸与奨学金 (Parent Loans for Undergraduate Student Program : PLUS)

父母貸与奨学金は、父母等の保護者を対象に支給されるもので、保護者の年収とは関係なく貸与される。銀行その他の民間金融機関、場合によっては、州や高等教育機関自身が貸し手となって、連邦政府が返還時の利息の一部の補助及び貸与額の保証を行う。1993 年からは連邦政府自身が直接の貸し手となるプログラムも開始された。貸与限度額 (年間) は授業料に応じて決定される。利率は米国財務省短期債券の利率を基準に決定される (上限 9 %)。

4-3-4. 連邦奨学生の受給額算定方法

授業料等学生納付金の額の決定は奨学生制度の充実の程度と合わせて検討すべきであるという指摘は、カーネギー高等教育審議会をはじめとする関係団体等による政策提言やカリフオルニア州のマスター・プランなどの政策文書の中でもみられるものである。

連邦教育省が所管する奨学生事業では、こうした点を「パッケージ (package)」という考え方によって補っている。パッケージとは、学費及び当該学生あるいは学生の家庭の負担能力から必要額 (financial need) を算定し、負担能力に応じて条件の異なる奨学生を組み合わせて支給するものである。すなわち、必要額が同じ学生には、本来同じ額が支給されるべきであるが、負担能力が低い学生には支給額に占める給与奨学生の比率を高く、負担能力の高い学生にはローンの比率を高く設定した「パッケージ」が支給される。¹²

(事例)

ミシガン大学（州立）の学生Aに対するパッケージ

学生Aの家族はフィラデルフィアのアパートで生活している。4人家族で弟がいる。家庭の収入は18,000ドル。両親には4,000ドルの貯蓄有り。ハイスクール時代の成績が優秀であったことから、学生Aには大学独自の奨学生が支給されている（下記の各額の算定は一定の公式に従って大学の奨学生担当事務局が実施）。

教育経費（授業料等）	16,900 ドル
------------	-----------

両親の負担額	— 0
--------	-----

学生の負担額（最小限）	— 700
-------------	-------

必要額 (financial need)	16,200
-----------------------------	---------------

連邦奨学生	ペル給与奨学生	1,950
	補助的教育機会給与奨学生	3,000
	ワーク・スタディ	1,600
	ペーキシス貸与奨学生（返還時の利率低）	1,600
	スタッフード貸与奨学生（返還時の利率高）	2,625
大学独自の給与奨学生	大学独自の給与奨学生（成績優秀者対象）	2,000
	大学独自の給与奨学生	2,900
奨学生支給額		15,675
		差額の 525 ドルは父母ローンやワーク・スタディを増やすなどで埋め合せる

（出典）社団法人日本私立大学連盟学生部会『新・奨学生制度論-日本の高等教育発展のために』、1991年